

企業年金ニュース 第49号

平成19年10月

平成23年度をもって廃止される **適格年金制度** に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声のいろいろと聞こえてきます。

そこで企業年金ニュースでは19年3月号から数回にわけて、適格年金に関する特集を行っておりますので、今後のご対応の参考にしてください。

適格年金の資産移換が可能な制度

適格年金の廃止に伴い、適格年金を利用している企業は、2012年（平成24年）3月末までに、新しい制度に移行することが求められています。期間内に適格年金の資産を①確定給付企業年金、
②確定拠出年金、③中小企業退職金共済、④厚生年金基金 の4つに移行する場合には、適格年金の資産への課税はありません。

(図) 選択肢のイメージ (44号参照)

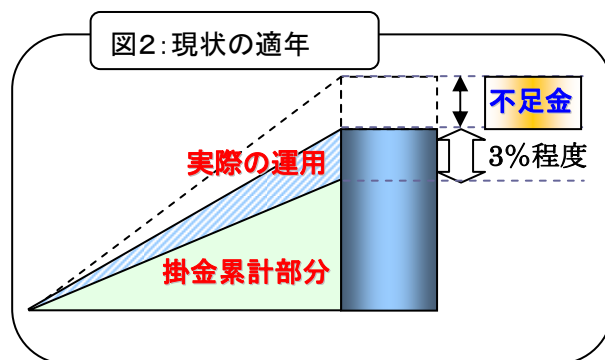
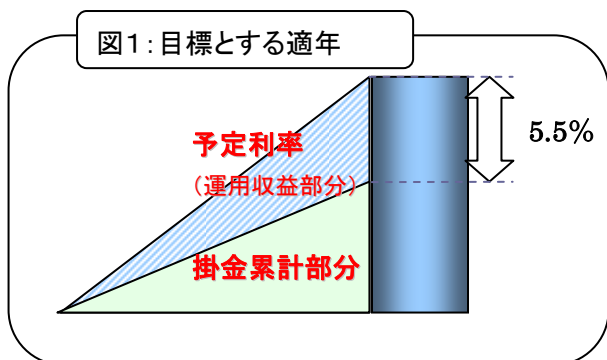
45号から、実質選択肢になるであろう①～③の3つの制度に絞って順番にご説明していますので参照してください。

(各制度の概要①確定給付企業年金 (DB) … 45号、②確定拠出年金 (DC) … 46号、③中小企業退職金共済 (中退共) … 47号、48号)



一般的な『①確定給付企業年金 (DB)』への移行方法【権利義務承継】

適年では、目標とする運用利回り (予定利率) が5.5%で設計(図1)されていますが、実際の運用結果はその目標に届かず、多くの場合は、不足金を抱えている状態(図2)となっています。一般的な確定給付企業年金への移行方法 (権利義務承継) を採用すると、以下のとおり、さらに不足金は拡大することになります。



不足金を抱えている適年から確定給付企業年金 (DB) へ移行すると・・・

多くの適年制度において、目標とする運用利回り (予定利率: 5.5%) に届かず、恒常的に不足金を抱えている状況を考慮すると、新たに確定給付企業年金制度を設計する場合には、適年で使われている予定利率よりも低く利率を設定することが一般的です。

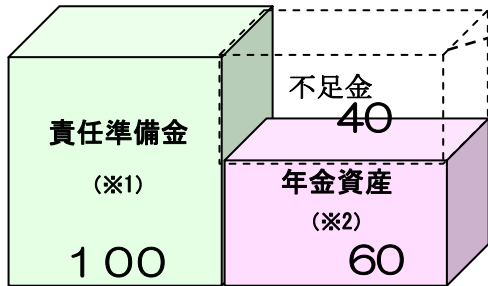
その場合には、(図3: 次ページ参照) のように年金制度上必要な金額 (数理債務) は増加し、更なる積み立て不足が発生してしまいます。

図3:確定給付企業年金(DB)への移行イメージ図

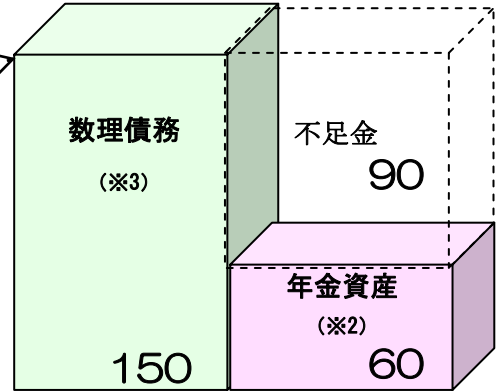
予定利率 5.5%の適年を、仮に予定利率 2.5%の確定給付企業年金制度へ移行した場合、数理債務に対する資産割合は低下し、不足金が更に多額になります。

(※) 移行後のDBの資産割合はイメージを紹介するための参考値です。

【予定利率 5.5%の適年】



【予定利率 2.5%のDB】



移行

- (※1) . 責任準備金…適年制度上、将来の給付に備えて必要となる金額
- (※2) . 年金資産…実際にたまっている金額
- (※3) . 数理債務…DB制度上、将来の給付に備えて必要となる金額

このように一般的な方法（権利義務承継）で確定給付企業年金に移行した場合には、不足金が増加し、その不足金を埋めるために更なる追加負担が必要となり、企業経営に大きな影響を及ぼしてしまいます。

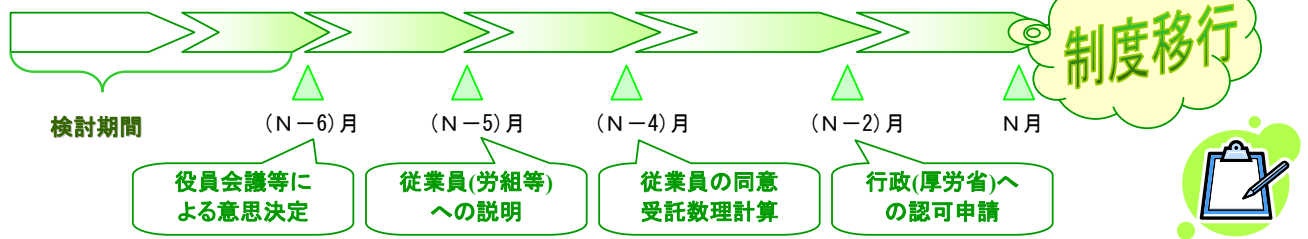
そこでアイ企業年金基金への移行方法は、企業の更なる追加負担が発生しないような方法（P S L 充当方式）を採用しています。

アイ企業年金基金への移行方法については、次号にて詳細をご紹介します。

《メモ》移行までのスケジュール

適年から確定給付企業年金(DB)への移行は、従業員の過半数代表(または労働組合)の同意を添えて、移行予定日の2ヶ月前に厚生労働省へ認可申請を行う必要があります。

そのため、最短でも6ヶ月程度、余裕をもった検討期間を考慮すると約1年の期間が必要となります。



肌に触れる風も涼しくなり、空も高く、青く広がり、心地よい季節になりました。先週は近所の神社でお祭りが行われていました。お囃子の音や、近所を歩く人々の華やいだ声を聞きながら、皆のうきうきした気持ちが伝わってきます。知多市の梯子獅子は愛知県の無形民俗文化財に指定されています。どこの地方も同じかと思いますが、伝統の継承についてはなかなか苦労も多いそうです。大切な文化が後世にも残っていくことを期待してやみません。(里)

『朝倉(知多市)の梯子獅子』

牟山神社の梯子獅子は、農作物を荒らし朝倉の人々を苦しめた獅子(猪)を梯子攻めにして退治したため翌年は大豊作。これを祝い、獅子の供養をするために始まった祭りです。31段の梯子と9メートルもの高さのやぐらの上で、雄獅子の面をかぶった二人一組の獅子がお囃子に合わせ曲芸的な、はなれ技を披露



アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18
愛鉄連厚生年金基金会館 7 階

TEL・FAX: 052-481-5608

E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp

窓口開設時間: 平日(祝日を除く)9時~17時

※企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】